

令和3年度（2021）
甲府市介護サービス指定候補事業者公募要領

甲府市
令和3年9月

I 公募の趣旨

甲府市では、「第8次甲府市介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）」に基づき、介護サービスの基盤整備を進めています。

本公募は、この計画に基づき、地域密着型サービス等の拠点を整備・運営する指定候補事業者を選定するものです。

II 公募する介護サービスの種類と日常生活圏域

(1) 介護サービスの種類

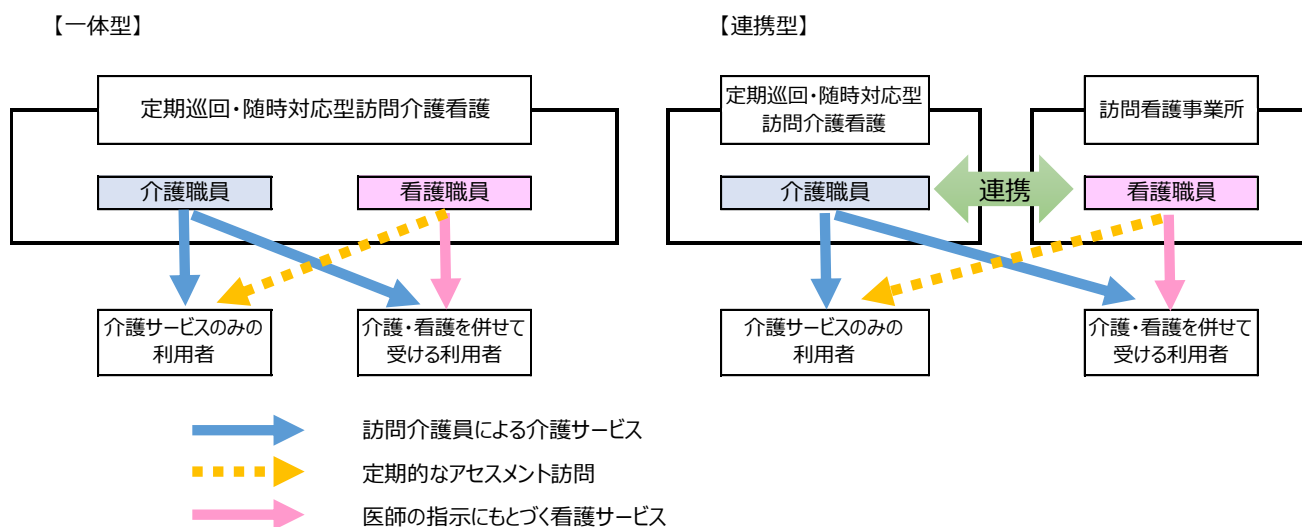
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日常生活圏域	整備数	定員数
南圏域	1 箇所	—

※形態は、一体型・連携型のどちらでも応募可能です。（下記参照）

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供は、日常生活圏域に限定されます。事業所の所在地は、原則は南圏域としますが、その他の圏域でも可とします。（ただし、随時の通報があってから、概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めること。）

★定期巡回・随時対応型訪問介護看護の「一体型・連携型」とは…



連携型の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、訪問看護サービスの提供を行わず、連携先の指定訪問看護事業所が行うこととなることから、訪問看護サービスに係る人員、設備及び運営基準は適用されません。

②広域型介護老人福祉施設入所者生活介護（短期入所生活介護からの転換）

日常生活圏域	整備数	定員数
全圏域	—	20床程度

(2) 日常生活圏域

日常生活圏域	圏域内の地区自治会連合会の区分
西圏域	穴切地区、貢川地区、石田地区、池田地区、新田地区
中央圏域	富士川地区、相生地区、春日地区、新紺屋地区、朝日地区
北圏域	北新地区、相川地区、千塚地区、羽黒地区、千代田地区、能泉地区、宮本地区
南圏域	湯田地区、伊勢地区、国母地区、山城地区、大里地区、大国地区、住吉地区、中道地区、上九一色地区
東圏域	琢美地区、東地区、里垣地区、玉諸地区、甲運地区

(3) 整備年度

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

Ⅲ 応募資格

応募事業者は、次の要件を全て満たすことが必要となります。

(1) 共通事項

- ① 介護保険法、老人福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令及び本市条例の基準を満たしているか、又は満たす見込みのあること。
- ② 申請者は、応募時点で法人格を有し、現に介護保険サービス事業を1年以上実施していること、又はそれと同等に事業を円滑に実施できる見込みであること。
- ③ 介護保険法による指定事業者の欠格事項に該当しないこと。
- ④ 過去に本市が公募において選定した事業者については、選定された事業計画内容を履行していること。ただし、止むを得ない理由と認められる場合はこの限りではない。（事業所を休止及び廃止若しくは開所を遅延している場合も不履行となります。）
- ⑤ 土地・建物について、賃貸借物件を使用して事業を実施する場合は、賃貸借契約期間は10年以上とし、契約期間満了時に双方意義ない場合には、契約が自動更新される旨の記載がある契約であること。また、市の補助金を受ける場合は、30年以上の契約であること。
- ⑥ 高層の建築物でサービスの提供を行う場合は、3階以下の階層で行うこと。
- ⑦ 新耐震基準（昭和56年の建築基準法施行令改正以降の基準）を満たしていない建築物については、指定までに耐震補強を行うこと。
- ⑧ 整備予定地の土地及び施設の確保や地域住民の理解が得られており、確実に実現可能な場所であること。また、地域との交流を図ることが期待できる場所であること。

応募にあたっては、新規開設予定地の地元自治会、近隣住民等に対し詳細な説明を行い、説明状況報告書（様式10）を提出すること。（この場合、本市から選定されなければ事業化しない旨の説明も行うこと。）
- ⑨ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑩ 整備予定地が土砂災害警戒区域に該当しないこと。
- ⑪ 運営事業者（法人の役員等）及び整備事業に関わる者が、甲府市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員、又はその関係者でないこと。
- ⑫ 令和3年度中に開所できる事業者であること。
- ⑬ この公募要領に定めるほか、「甲府市介護サービスの整備に関する基本方針及び整備計画（以下「整備計画」という。）」及び「甲府市介護サービス指定候補者の公募に関する取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）」に準ずること。

- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
訪問看護サービスを連携型で提供する場合は、連携する訪問看護事業所一覧（様式12）及び添付書類を提出すること。
- (3) 広域型介護老人福祉施設入所者生活介護（短期入所生活介護からの転換）
- ① 広域型の介護老人福祉施設入所者生活介護に併設するショートステイであること。
 - ② 本体の広域型介護老人福祉施設入所者生活介護に入所申込者がいること。
 - ③ 併設するショートステイの過去 1 年間の平均稼働率（※）が低い（概ね70%以下）こと。
※ この場合の稼働率は、30日以上の利用者を除いたものとする。
 - ④ 転換後に確実に広域型介護老人福祉施設入所者生活介護の設備・運営基準等に合致すること。
 - ⑤ ユニット型施設については、ユニット単位、従来型（多床室）施設については、居室単位の転換であること。
 - a 従来型ショートステイを転換する場合で、本体特養が従来型である場合は、居室単位の転換であること。
 - b 従来型ショートステイを転換する場合で、本体特養がユニット型である場合は、転換する部分をユニット型に改修すること、かつ、改修した後のユニット単位の転換であること。
 - c ユニット型のショートステイを転換する場合は、本体特養がユニット型であること、かつ、ユニット単位の転換であること。
 - ⑥ 既存のショートステイの利用者に影響を及ぼさない配慮がされていること。
※ 特養転換を行ってもショートステイのニーズに対応することができるような体制を確保していること。
※ 転換する床数（以上も可）については、空床型のショートステイの指定を受けること。
 - ⑦ 転換可能な床数の上限は、併設ショートステイ床の概ね50%程度とする。
転換にあたり、ショートステイの新設・増床は行わないこと。
 - ⑧ 応募時にショートステイ開設後3年以上経過した施設を転換する計画であること。

IV 指定候補者の選定

指定候補者は、甲府市介護サービス指定候補事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定し、市長が決定します。

(1) 審査方法

① 第一次審査

応募申請書による書類審査とし、「甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び公募要領等に基づき審査します。

② 第二次審査

第二次審査は、第一次審査に合格した応募事業者を対象に事業提案書による「プレゼンテーション及び面接考査により審査します。

- ・ 応募申請書、プレゼンテーション及び面接考査の結果を評価し、別に定める甲府市介護サービス指定候補事業者審査基準表（以下「**審査基準表**」という。）に基づいて採点を行い、選定委員会の委員の平均点が最も高い応募事業者を指定候補事業者として選定します。
- ・ 選考の結果、選定委員会の委員の平均点が配点の60%未満である場合には、応募事業者が1事業者の場合であっても、不選定とします。

(2) 事業提案書

- ① 事業提案書に記載される内容は、事業候補者として選定された場合、実現可能であること。
- ② **事業提案書**については、（様式4）を使用すること。
- ③ 事業提案書の評価項目については、審査基準表内の「評価項目に対する具体的な内容」について、提案をしてください。
提案内容については、フォント「HGS」ｼｯｸM、ポイント「11」とし、具体的かつ簡潔に30ページ以内で記載してください。
- ④ 拳証資料（マニュアル、マニュアル（案）、**実績等**）がある場合は、**実現可能性を判断する重要な材料となるため必ず添付してください。**
- ⑤ プレゼンテーションについては、審査基準表のプレゼンテーション項目について行っていただきます。その際、事業提案書の記載と違う内容でのプレゼンテーションは行うことはできません。
- ⑥ 事業提案書の具体的な内容の項目ごとに、応募事業者の事業に対する考え方、応募サービスに対する理解度、記述の具体性、事業計画の内容等を総合的に審査し、採点を行います。
記載の無い項目は、評価を行えないこととなりますので、記載漏れ等には十分注意してください。

(3) プレゼンテーション及び面接考査

- ① 開催日：令和3年11月4日
- ② 方法：提案者のプレゼンテーション方式により、提出された書類に基づいて審査します。
※「プレゼンテーション実施要領」は、一次審査合格応募事業者に別途配布します。

(4) 事業者の決定

事業者の決定は、選定委員会において、選定された指定候補事業者を市長が決定します。

(5) 選定結果の通知と公表

- ① 選定結果については、応募事業者に令和3年11月中旬頃に文書で通知する予定です。
- ② 応募事業者ごとの採点結果の情報開示については、選定委員会の委員の平均点を甲府市ホームページにて掲載します。ただし、不選定となった応募事業者の名称は公表しないものとします。
- ③ 指定候補事業者については、応募事業者名と整備予定地を公表します。

(6) 選定の辞退及び取り消し

- ① 選定後に辞退される場合は、辞退届けを速やかに本市に提出してください。
- ② 選定を辞退した場合については、特別な事情があると本市が認めた場合を除き、第8次甲府市介護保険事業計画期間中の同一サービスの応募はできません。
- ③ 虚偽の記載や整備計画、甲府市介護サービス指定候補事業者の公募に関する取扱要綱及びこの要領に関する重大な背任行為があった場合は、選定を取り消します。
- ④ 指定候補事業者は、応募申請書類の内容に沿って事業を実施することとします。なお、応募申請書類の内容と実際の事業計画に変更が生じた場合は、選定委員会の審議を経て、選定を取り消すことがあります。
- ⑤ 指定候補事業者の辞退又は選定の取り消しがあった場合については、次点の応募事業者を指定候補事業者とし、選定委員会の審議を経た上で選定します。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員、及び暴力団員と社会的に非難される関係にある者は、一切応募できません。また、これに違反していることが判明した場合は、不適とし選定を取り消します。

(3) その他の留意事項

- ① 候補者に選定されても、手続において基準に該当しない場合は、整備は行うことはできません。
- ② 選定状況に関する照会は一切応じられません。
- ③ 申請手続きは原則として事業開始の1ヶ月前までに行うようにしてください。

V 補助金

広域型介護老人福祉施設入所者生活介護（短期入所生活介護からの転換）については、転換に係る山梨県及び甲府市からの補助金の交付はありません。定期巡回・随時対応型訪問介護看護の施設整備にあたっては、「山梨県地域医療介護総合確保基金」を活用し補助を受けることができます。なお、整備時に補助金を活用している場合は、別途、事業開始の2～3ヶ月程度前に財産処分の手続きが必要となります。

補助内容や金額については、今後変更される場合があります。

交付については、国県の予算の範囲内となることから、交付を受けられない可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

●地域密着型サービス等整備助成事業（ハード）

区分	補助単価	単位
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5,940千円の範囲で知事が定める額	施設数

●介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（ソフト）

区分	補助単価	単位
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14,000千円の範囲内で知事が定める額	施設数

Ⅵ 提案等のスケジュール

項目	内容	日程
1	公募要領の配布開始 (甲府市ホームページに掲載)	令和3年9月1日
2	事業者公募説明会	令和3年9月14日
3	事業者応募申込書の提出期間	令和3年9月15日～10月7日
4	一次審査	令和3年10月8日～10月22日
5	二次審査(プレゼンテーション)	令和3年11月4日
6	選定委員会開催	令和3年11月4日
7	整備(転換)予定事業者の決定	令和3年11月11日
8	整備(転換)予定事業者の審査結果 の通知	令和3年11月11日～19日
9	事業所指定及び開設時期	令和3年度中

※時間、会場については、決まり次第、甲府市ホームページに掲載します。

※開設時期については、指定業者と協議させていただきます。

Ⅶ 応募に関する質問

(1) 質問の受付方法

公平を期すために窓口、電話等での個別の質問には一切答えられません。また、質問受付期間後の質問は一切受付できません。

「介護サービス事業者応募に関する質問票」に簡潔に記入の上、E-mail または FAX により、事務局まで提出してください。質問の受付期限は、令和3年9月22日(水)午後5時00分までです。回答には相当程度の日数を要することから、期日には十分注意してください。

(2) 質問への回答

全体に係わるものと判断した場合は、令和3年9月30日(木)に甲府市ホームページ上に質問及び回答の趣旨を掲載します。

4 提出書類等

応募者は、「提出書類一覧表」に記載した書類を提出してください。書類への記載は、様式の項目の全てに記載してください（該当しない箇所は「該当なし」等を記載すること。）。

(1) 書類提出に関する事項

- ① 受付締め切り後の提出内容の変更等は認めませんが、本市が必要と判断した場合に、書類の追加、補正を求めることがあります。
- ② 介護保険法、老人福祉法等の関係法令を遵守するとともに、法令等に規制がある場合は、関係機関と十分協議を行うようにしてください。
- ③ 応募に要した費用については、応募者の負担とします。
- ④ 提出された書類は返却いたしません。
- ⑤ 応募受付後辞退する場合は、速やかに辞退届出書（任意様式）を提出してください。

(2) 質問・相談等について

- ① 応募全般に関する質問は、質問票により、メールまたはFAXで提出してください。電話や口頭での質問は受け付けません。
 - ※ メールアドレス又はファックス番号は12ページ「X 問い合わせ先及び提出先（事務局）」のとおりです。
 - ※ メールで質問する場合は表題を「介護サービス事業者応募に関する質問票（重要）」としてください。
- ② 質問内容は簡潔かつ明確に記載してください。
- ③ 応募者は、介護保険法及び関係基準を理解したうえでの応募を前提としているので、指定基準等法令で確認できる内容、例えば、「介護老人福祉施設の指定基準を教えてほしい」、「介護職員の配置はこれでいいか」などの質問は受け付けません。ただし、指定基準の解釈上の疑義についてはこの限りではありません。
- ④ 応募者に関する情報等の質問は受け付けません。
- ⑤ 受付期間終了後の質問は受け付けません。
- ⑥ 質問の中で応募者に周知する必要がある場合は、その回答等を甲府市介護保険課ホームページで公表します。

Ⅷ 応募申請書に関する提出書類一覧

No.	書類名	内容等	様式
1	応募申請書	所定の様式	様式1
2	法人登記簿謄本	①3ヶ月以内に発行されたもの ②認可法人にあつては、法人設立認可証の写し	
3	定款	最新のもの・当該事業を実施する旨の記載のあるもの	
4	開設スケジュール	土地、設計、工事など開設までのスケジュール	様式2
5	事業計画書	法人の概要、建築計画など	様式3
6	事業提案書	提案する事業に対する運営内容が分かるもの	様式4
7	資金計画書	提案する事業の資金計画書 (補助金の交付がないものとして作成)	様式5
8	資金収支見込書	提案する事業の収支見込書(資金・収入・人件費など)	様式6 様式6-1 様式6-2
9	管理者経歴書	①管理者経歴 ②実務経験証明書を添付してください	様式7
10	決算書等	①直近3年間の決算書類(貸借対照表、損益計算書)等 ②補助金・融資・寄付等がある場合は過去3年間の内容 ③損害賠償発生時に対応が可能である書類 (損害保険証明書等の写し)	
11	納税証明書	国税、県税、市税の過去3年間の納税証明書(設立後に決算を迎えていない法人については、法人代表者の市税等に係る過去3年間の納税証明書)	
12	就業規則等	①就業規則 ②雇入れ通知書(労働基準法施行規則第5条による書面) (①、②については、(案)の提出も可)	
13	施設計画概要	事業所予定地に関する位置図、配置図、平面図、立面図等 (用途・面積を明示したA4版のもの)	
14	土地関係書類	①土地登記簿謄本及び公図 ②土地譲渡確約書(寄付、購入の場合) ③賃貸借契約(確約)及び地上権設定契約(確約)書 (借地、借家の場合)	
15	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	苦情の対応策などの体制	様式8
16	就業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	従業者の勤務体制など	様式9
17	説明状況報告書	開設予定地の地元自治会、近隣住民等に対する説明状況	様式10
18	誓約書	介護保険法第78条の2第4号等に規定する誓約書	様式11-1
19	誓約書	暴力団排除に関する誓約書	様式11-2
20	連携する訪問看護事業所一覧	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の連携型事業所の場合は、連携に係る契約書の写し又は同意書等の写しを添付してください	様式12

広域型介護老人福祉施設入所者生活介護（短期入所生活介護からの転換）に関しては、上記に加えて以下の書類が必要となります。

番号	書類内容	様式
1	令和3年度併設ショートステイの広域型介護老人福祉施設入所者生活介護転換計画書	様式13
2	施設の位置図（広域図及び周辺地図）	
3	施設の配置図、平面図、立面図 ※ ショートステイの部分だけでなく、併設本体施設（広域型介護老人福祉施設入所者生活介護）に係るものも添付すること。なお、転換しようとするショートステイの位置を明確に図示すること。 ※ 方位、縮尺、各室の面積、廊下幅、扉・窓の開放部分等も平面図に記載すること。（居室及び共同生活室の面積や廊下幅等、施設基準に数の定めがあるものは、有効面積及び手すり部分を除いた幅等を併記すること。） ※ 図面類はA3版に統一すること。	
4	部屋別面積表 ※ 併設本体施設（広域型介護老人福祉施設入所者生活介護）等も含めて作成し、転換対象部分を明示すること。 ※ 居室、共同生活室等面積基準があるものは有効面積を併記すること。	
5	建物外部及び内部の現況写真（カラー写真） ※写真撮影位置を平面図等に示すこと。	
6	施設が立地する土地の公図 ※施設（併設施設を含む。）の形状を図示すること。	
7	土地が借地の場合は賃貸借契約書の写し	
8	土地又は建物に抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合は、確実に解除が可能と確認できる書類 ※既存施設整備時の借入に伴う抵当権は除く。	
9	介護保険法等に基づく行政処分又は勧告の内容 ※該当がない場合も必ず作成・提出すること。	様式14
10	直近1年間のショートステイの利用率計算の根拠となる資料	
11	法人が受けた直近の社会福祉法人・施設指導監査及び介護保険サービス事業者等指導監査の結果通知並びにその改善事項に対する改善結果報告書	
12	当該併設の広域型介護老人福祉施設入所者生活介護における入所基準及びその運用状況が分かる資料（入所検討委員会の議事録、委員名簿、過去1年間の開催状況が分かるもの等） ※個人情報に該当する箇所は黒塗り等すること。	
13	施設整備補助金に係る事業実績報告書及び額の確定通知書の写し（ショートステイの建設に補助金を受けている場合のみ）	

IX 提出方法及び提出期限

(1) 提出書類

応募申請に関する提出書類一覧（10ページ～11ページ・Ⅷ）及び応募申請書例をご参照ください。

① 提出部数

- ・正1部
- ・副8部

※提出する書類の様式は指定されています。（甲府市ホームページからダウンロードしてください）

② 提出期限

令和3年10月7日（木）午後5時00分まで

③ 提出方法

- ・事務局に事前電話予約の上、来庁してください。電話での予約がなく、担当者が不在の場合は、収受を保留とする場合があります。
- ・郵送による書類の受付はいたしません。

④ 提出先

下記Xに提出してください。

(2) 提案にあたっての注意事項

- ① 提案書類は、個人情報や法人固有の情報が記載された不開示部分を除き、公文書開示請求の対象となります。
- ② 提出された書類は、原則返却できません。
- ③ 提出期限を過ぎてからの差し替え及び再提出は、原則として認めません。
- ④ 提案に要した費用については、提案者の負担とします。
- ⑤ 提案の意思のない者が、質問書を提出することはできません。
- ⑥ やむを得ない理由等により、公募を行うことができないと市が判断した時は、公募を中止する場合があります。その場合においては、公募に関わる全ての経費は、市に請求できません。

X 問い合わせ先及び提出先（事務局）

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内 1-18-1
福祉保健部保険経営室介護保険課経営係
TEL 055-237-5473
FAX 055-236-0118
E-mail kaigohoken@city.kofu.lg.jp

① 甲府市介護サービス指定候補事業者審査基準表
 (広域型介護老人福祉施設入所者生活介護)

項目番号	評価項目	サービス区分	アポイント項目	評価項目に対する具体的な内容	着眼点
1	運営理念	共通	○	今回の公募に応募した理由及び運営方針	事業の実現性、目的及び運営方針など具体的に記載すること。
2	サービス種類ごとの評価	個別	○	ケアプラン（サービス計画）の作成	※ 各項目ごとに、サービス提供事業者として事業に対する理解度及び提案内容について評価をしますので、できるかぎり詳細な記載をすること。
				運営推進会議の設置及び活用に関する考え方	
				ユニットケア	
				看取り介護	
3	地域との連携	共通	○	地域との連携	地域の行事や奉仕活動への参加、事業所主催の催し等について、具体的に記載すること。
				地域住民に開かれた施設と認められるための方策	地域住民への情報提供、ボランティア団体等の受入など具体的に記載すること。
				医療機関との協力体制	夜間時等の緊急対応、病院との連携や支援体制など具体的に記載すること。
4	事業運営	共通		事業計画と収支計画の適正性	※別紙、提出書類内容により審査。
				法人における長期的な経営能力	
5	サービスの質の確保	共通		人員基準に対する事業者の方針	配置基準を踏まえ、配置基準を上回る人員の配置など具体的に記載すること。
				苦情・要望への対応	対応するための措置、内容を踏まえた改善の取組みなど具体的に記載すること。
				第三者評価に対する考え方	評価結果を踏まえ、サービスの質の改善に向けた取り組みなど具体的に記載すること。
				介護サービス情報の公表	具体的な公表手段を記載すること。
				市の指導・監督	市の指導・監督による、サービスの質の改善など具体的に記載すること。
				認知症ケア	認知症の理解、認知症に対する方策など具体的に記載すること。
				自立支援に対する手法	利用者の自主性を引き出すための手法など具体的に記載すること。
				利用者の心身の状況等の把握	サービス担当者会議の役割等、利用者の把握について具体的に記載すること。
				家族との連携、家族介護者への配慮	家族との交流の機会を確保するなど具体的に記載すること。
内容及び手続きの説明並びに同意	利用申込者等に、サービスを選択するために必要な重要事項等の説明を行うなど具体的に記載すること。				
6	利用者の尊厳と権利擁護	共通	○	職員の守秘義務	業務上知り得た秘密を漏らすことがないような必要な措置など具体的に記載すること。
				高齢者虐待防止	虐待についての問題意識、取組み内容など具体的に記載すること。
				身体拘束廃止の取組み	身体拘束についての問題意識、取組み内容など具体的に記載すること。
7	利用者の安全確保	共通	○	衛生管理	衛生管理体制の内容、感染症等が疑われる場合の対処など具体的に記載すること。
				事故防止及び発生時の対応	マニュアルの作成など具体的に記載すること。
				利用者の防災対策	防災計画（夜間想定訓練等）の作成など具体的に記載すること。

8	従事者関係	共通	人材確保と職員の育成	人材確保、介護離職の防止等及びキャリアパス、接遇向上に関する取組みなどについて、具体的に記載すること。
			職員の健康管理とサービス提供時における職員の安全確保	定期健診の実施、研修等の活用など具体的に記載すること。
9	施設整備面	共通	施設整備に対する事業者の方針	介護機器の導入及び設備基準を上回る整備など事業者の方針について、具体的に記載すること。
			環境や立地条件	サービス提供を行う環境についての把握など具体的に記載すること。
			施設の防災対策	非常時に備えた対策など具体的に記載すること。
			安全で使いやすい施設環境に配慮する具体策	ユニバーサルデザインなど安全性の配慮など具体的に記載すること。
			家庭的な生活空間を取り入れるための工夫や地域住民への説明	具体的に記載すること。
10	その他	共通	日常生活圏域での施設運営	日常生活圏域内の状況把握、圏域における施設のあり方など具体的に記載すること。
			現在までの福祉事業への関わり	運営実績・経験など具体的に記載すること。

② 甲府市介護サービス指定候補事業者審査基準表
 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

項目番号	評価項目	サービス区分	アビリティ項目	評価項目に対する具体的な内容	着眼点
1	運営理念	共通	○	今回の公募に応募した理由及び運営方針	事業の実現性、目的及び運営方針など具体的に記載すること。
2	サービス種類ごとの評価①	個別	○	オペレーターの役割	随時対応における判断能力、的確に対応できる十分な知識と経験のある者の必要性を認識し、その人材確保や人材育成など具体的に記載すること。
	サービス種類ごとの評価②	個別	○	事業に必要な機器等の確保 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成 利用者が安心してサービス提供を受けるための留意点 利用者家族の心身の負担軽減 「介護・医療連携推進会議」の設置及び活用に関する考え方	※ 各項目ごとに、サービス提供事業者として事業に対する理解度及び提案内容について評価をしますので、できるかぎり詳細な記載をすること。
4	事業運営	共通		事業計画と収支計画の適正性 法人における長期的な経営能力	※別紙、提出書類内容により審査。
5	サービスの質の確保	共通		人員基準に対する事業者の方針	配置基準を踏まえ、配置基準を上回る人員の配置など具体的に記載すること。
				苦情・要望への対応	対応するための措置、内容を踏まえた改善の取組みなど具体的に記載すること。
				介護サービス情報の公表	具体的な公表手段を記載すること。
				市の指導・監督	市の指導・監督による、サービスの質の改善など具体的に記載すること。
				認知症ケア	認知症の理解、認知症に対する方策など具体的に記載すること。
				自立支援に対する手法	利用者の自主性を引き出すための手法など具体的に記載すること。
				利用者の心身の状況等の把握	サービス担当者会議の役割等、利用者の把握について具体的に記載すること。
				内容及び手続きの説明並びに同意	利用申込者等に、サービスを選択するために必要な重要事項等の説明を行うなど具体的に記載すること。
6	利用者の尊厳と権利擁護	共通	○	職員の守秘義務	業務上知り得た秘密を漏らすことがないような必要な措置など具体的に記載すること。
				高齢者虐待防止	虐待についての問題意識、取組み内容など具体的に記載すること。
				身体拘束廃止の取組み	身体拘束についての問題意識、取組み内容など具体的に記載すること。
7	利用者の安全確保	共通	○	衛生管理	衛生管理体制の内容、感染症等が疑われる場合の対処など具体的に記載すること。
				事故防止及び発生時の対応	マニュアルの作成など具体的に記載すること。
				利用者の防災対策	防災計画（夜間想定訓練等）の作成など具体的に記載すること。
8	従事者関係	共通		人材確保と職員の育成	キャリアパス、接遇向上に関する取組みなど具体的に記載すること。
				職員の健康管理とサービス提供時における職員の安全確保	定期健診の実施、研修等の活用など具体的に記載すること。
10	その他	共通		日常生活圏域での施設運営	日常生活圏域内の状況把握、圏域における施設のあり方など具体的に記載すること。
				現在までの福祉事業への関わり	運営実績・経験など具体的に記載すること。